

令和4年度 特定妊婦等居場所確保・自立支援事業 委託契約仕様書

1 委託事業の名称

特定妊婦等居場所確保・自立支援事業

2 委託事業の目的

予期せぬ妊娠など支援の必要性が高い妊産婦（委託事業の名称の「特定妊婦等」を指す。）を受け入れる場所を確保し、産前産後の心理的ケアや保健指導、生活相談、就労支援を行うとともに、自立に向け、県営住宅・民間住宅等をステップハウスとして見守りを含めた支援を継続して実施することを目的とする。

3 支援対象者

兵庫県（以下「県」という。）が委託事業として実施する予期せぬ妊娠SOS相談事業の他、県内の妊娠相談窓口等（以下「相談事業」という。）を利用した者のうち、その相談内容から、予期せぬ妊娠等に悩んでおり、かつ、住む場所がなく支援の必要性が高い妊産婦とする。

4 委託事業の内容

本委託事業は、相談事業による相談を終えて、受入場所の提供など、具体的な支援を開始した段階からの支援を対象とする。

(1) 受入場所の確保

住む場所がない妊産婦が安心して過ごせる受入場所を確保し、必要な生活環境を整備する。

受入場所には、母子室、調理室、浴室、便所、当直室及び相談室を設ける。母子室は、1世帯につき1室（6.3㎡以上）以上の居室を6室以上確保し、調理室、浴室、便所は共用を可とする。

(2) 支援コーディネーター（管理者）の配置

受け入れた妊産婦が安心して過ごせるよう相談支援や居場所の提供等のマネジメントの実施、自立支援計画の策定、関係機関との連携を担う支援コーディネーターを1名以上配置する。（夜間常駐しない場合においても、緊急時などの連絡・対応が可能な体制を確保する。）

<支援コーディネーターの役割>

①安心して過ごせる受入場所の提供

受け入れた妊産婦の妊娠・出産に関する不安や葛藤に対する相談や、出産後自立するまで、安心して過ごせる受入場所の提供等を看護師等や母子支援員と連携して実施する。

②自立支援計画の策定

受入時、産後2か月頃、その他必要に応じて、住民票所在地市町村・県、受入場所所在地市町、児童相談所、児童福祉施設等の関係機関とケアカンファレンスを実施し、出産に向けたケアや産後の生活について、本人の意向や育児能力、自立への意欲等を総合的に勘案した自立支援計画を策定し、適切な関係機関につないでいく。

【自立に向けてつなぐ関係機関の類型】

- ア 頼れる親族がある、自立能力が高い場合は親族調整、住宅設定
- イ 自立の意欲・能力が比較的高い場合は産後7か月～12か月の間、県営住宅・民間住宅等のステップハウス利用
- ウ 生活・育児能力を身につけるための支援が必要で、自立に時間がかかると見込まれる場合には住民票所在地市町村と連携し、母子生活支援施設へ入所
- エ 育児の意思がない、育児能力が低く母子での自立が難しい場合には、児童相談所や女性家庭センター、市町村等の関係機関と連携し、子どもは里親委託・乳児院措置、母も適切な施設（障害者施設、婦人保護施設等）へ入所

③住民票所在地市町村等との連携

受け入れる妊産婦の住民票所在地市町村に直ちに連絡し、妊婦健診の助成や医療保険等、必要な助成制度を活用できるように働きかける。妊産婦の地元に戻ることが可能な場合や、自立支援に向けても、住民票所在地市町村との連携を図る。

なお、受け入れを決定する際には、関係機関等と連携・調整し、特に産前産後のケアや継続的な見守りが不可欠であるなど、受託者による支援が真に必要な者を選定する。

(3) 看護師等の配置

受け入れた妊産婦と乳児への必要な支援を行う看護師等（看護師、助産師、保健師）を1名以上配置する。（常駐としない場合は、近隣の医療機関等の応援が求められる体制を確保する。）

<看護師等の役割>

- ①専門性を活かした出産に向けた身体と心のケアや体調管理等の医療的な支援
- ②乳児の養育支援（授乳・沐浴指導、発育測定、健康管理等）
- ③その他、支援コーディネーターや母子支援員と連携した支援

(4) 母子支援員の配置

安心して過ごせる住む場所の提供と、必要な時期に適切な生活支援を行う母子支援員を2人以上を原則常駐で配置する。（母子支援員の資格は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号）第二十八条の母子生活支援施設の母子支援員と同様とする。）

なお、母子支援員と看護師等の兼務は可とする。

<母子支援員の役割>

①産前2か月～産後6か月

- ・安心して出産、育児に臨めるよう、住む場所を提供するとともに、食事や家事援助等日常生活上の援助を行う。（入居者の費用負担はなし。）
- ・産後2か月頃を目途に、支援コーディネーターが策定した自立支援計画に基づき、行政手続や就労手続のための同行支援等を行う。

②産後7か月～12か月

- ・自立に向け、就労が決まり、県営住宅・民間住宅等を活用したステップハウスでの生活に移行することになった妊産婦に対して、母子での生活を見守り支援する。(ステップハウスの家賃や生活費は入居者が負担する。)
- ・育児相談、定期的な訪問、行政手続や乳児健診等への同行、保育園の送迎援助等の育児支援等を行う。
- ・産後10か月頃からは恒久住宅への移行等に向けて準備を行うこととし、必要な支援を行う。

③その他

- ・その他、支援コーディネーターや看護師等と連携した支援を行う。

(5) 専門相談支援

メンタルケア等の心理的支援や配偶者等とのトラブル等法律相談支援が必要な場合に、嘱託契約その他適切な方法による支援を行う。

(6) ステップハウスの開設準備

県が確保した県営住宅を、産後7か月～12か月の間、自立に向けた生活を行うためのステップハウスとして活用するために必要な家具や電化製品等の購入及び管理を行う。

県営住宅以外で、受託者が確保した民間住宅等をステップハウスとして活用する場合においても、県営住宅の場合と同様に、必要な家具や電化製品等の購入及び管理を行う。

5 研修等への参加

受託者は、業務遂行にあたり、より良い支援を実現するため、業務従事者に対し必要不可欠な知識や技術を指導・教育し、習得させて資質の向上に努めさせるため、県等が実施する研修に参加する。

6 個人情報の保護

事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いを適切に行う

- (1) 支援にあたり、支援対象者のプライバシーが十分保護されるよう配慮する
- (2) 支援にあたり、インフォームド・コンセントに十分留意する
- (3) 支援対象者の個人情報の保護に十分留意する
- (4) 支援記録票等の帳票は、施錠可能な所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等止に十分留意する。
- (5) インターネット及び電子メール等の利用にあたり、個人情報の流出を防止するために必要な対策を講ずるものとする

7 報告

(1) 事業計画書等の報告

以下の様式により、期限までに県担当課あてに報告する。

様式の内容	県への報告期限等
事業計画書	委託契約の締結後、速やかに
事業実施報告書	上期分：10月10日まで 下期分：翌年度4月10日まで

(2) 対応記録等の報告

生活支援を実施することになった妊産婦への対応記録、自立支援計画、自立支援記録、ステップハウス入居記録等の様式は別途定めるものとし、県が別途定める期限までに委託者あてに報告する。
なお、入退去に関わる状況の変更があった場合は、可能な限り速やかに委託者に報告する。

(3) 苦情や要望等の報告

受託者は、本業務を実施するにあたって、支援対象者等から苦情や要望等があった場合は、迅速かつ適切に対応することとし、必要に応じて、委託者に報告する。

8 委託期間

令和4年6月1日（予定）から令和5年3月31日までとする。

9 その他

本業務の実施に関して本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、県担当課と協議し、その指示に従うものとする。